平成２０年（フ）第１０３号
石川県かほく市秋浜ホ29番地２
破産者　中嶋　茂樹
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６８号
金沢市松村２丁目199番地１
破産者　今井　憲治
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２００号
静岡県沼津市大岡929番地の12
破産者　西山　智子
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３８８４号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―502号
破産者　板倉　康子
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０５号
大阪府八尾市山城町３丁目６番32―203号
破産者　藤居　宏史
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７３５号
広島県安芸高田市美土里町本郷4894番地１
破産者　立川　　諭
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６０号
広島県安芸高田市甲田町上小原4470番地
破産者　宮迫工務店こと　宮迫　繁樹
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３４６号
秋田県男鹿市北浦相川字冷水62番地
破産者　伊藤　鐵雄
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７号
千葉県山武郡九十九里町片貝6891番地
破産者　古川　嘉一
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３３号
横浜市都筑区南山田１丁目３番８―1003号
破産者　高木　俊一
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８３号
山梨県南アルプス市下高砂480番地
破産者　戸沢　直人
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
長野県諏訪郡下諏訪町575番地の１
破産者　中村　光利
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第５０号
岐阜県高山市桐生町４丁目516番地
破産者　上町金融こと　上町　　誠
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
岐阜県高山市桐生町４丁目516番地
破産者　上町　米子
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
愛知県碧南市岬町３丁目30番地　ガルモニア202
破産者　山本　幸輝
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２７３号
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬258番地５、申立時の住所滋賀県彦根市宇尾町580番地12
破産者　柏原　高博
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２６号
和歌山県西牟婁郡白浜町919番地の30
破産者　富士電業社こと　藤原　　武
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第４６号
福岡県直方市大字頓野1434番地３、住民票上の住所福岡県直方市大字上頓野2392番地１
破産者　藤丸　重喜
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１６４号
熊本県八代市坂本町田上1959番地
破産者　喜多良敏彦
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５０２号
宮崎市東大宮４丁目９番３号
破産者　髙野　弘文
１　決定年月日　平成22年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係